

株 主 各 位

大阪府吹田市広芝町9番33号
日本PCサービス株式会社
代表取締役社長 家 喜 信 行

第21期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第21期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

【ご来場自粛のお願い】

新型コロナウイルス感染防止のため、株主様の議決権については書面又はインターネットによる事前行使をご利用いただき、株主総会の当日のご来場は、極力お控えいただきますようお願い申しあげます。

ご出席をご希望される株主様におかれましては、同封の「ご来場を希望される株主様への事前登録のご案内」をご確認のうえ事前登録手続きを行ってくださいますよう、重ねてお願い申しあげます。

議決権の事前行使にご協力いただける株主様は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、次頁の「4. 議決権行使についてのご案内」に記載しております期限内に議決権を行使してくださいますよう、お願い申しあげます。

敬 具

【お知らせ】

2022年9月1日に株主総会資料の電子提供制度が施行されました。これに伴い次回(2023年3月以降)の株主総会から、株主総会資料はインターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.j-pcs.jp/>)等に掲載することとなります。次回の定時株主総会において、株主総会資料を書面で受領したい株主様は原則として「書面交付請求」のお手続きを当社基準日(2023年8月31日)までにお取りいただく必要がございます。「書面交付請求」のお手続きにつきましては、証券会社にお申し出の場合は、口座開設している証券会社へ、株主名簿管理人にお申し出の場合は、三菱UFJ信託銀行株式会社(専用ダイヤル0120-696-505 受付時間：土・日・祝日を除く平日9時から17時まで)へお問い合わせください。

記

1. 日 時 2022年11月25日（金曜日）午前10時
2. 場 所 大阪府吹田市豊津町9番6号
新大阪江坂東急R E I ホテル 3階 ウッドルーム
3. 目的事項
報告事項
 1. 第21期（2021年9月1日から2022年8月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
 2. 会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
決議事項
 - 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 補欠監査役1名選任の件
4. 議決権行使についてのご案内
 - (1) 書面による議決権行使の場合
同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年11月24日（木曜日）午後6時までに到着するようご返送ください。
 - (2) インターネットによる議決権行使の場合
当社指定の議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、2022年11月24日（木曜日）午後6時までに、議案に対する賛否をご入力ください。
なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、巻末の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご確認くださいませようお願い申し上げます。

以 上

-
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.j-pcs.jp/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(2021年9月1日から
2022年8月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度(2021年9月1日～2022年8月31日)における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大が続く中、年初頃より感染力の強いオミクロン株が確認され、その対応策としての行動制限等により、経済活動は大きな影響を受けました。加えてロシア・ウクライナ情勢による資源価格の高騰と世界的な価格転嫁により先行き不透明な状態が続いております。

当社グループが属する情報通信サービス業界におきましては、企業活動へのデジタル技術の導入、DX(デジタルトランスフォーメーション)、IT化、AI技術の活用等に対する投資意欲の高まりにより中長期的な市場拡大が見込まれるものの、GIGAスクール構想による端末需要の反動減や長引くコロナ禍による個人消費の冷え込み等により依然として回復が見込まれない状況です。

このような状況の中、当社グループにおきましては、創業事業である駆けつけ訪問サービスの成長、高成長が見込めるビジネスソリューション事業の拡大、トータルサポートサービスの提供により会員制度を充実させることによる安定したストック収益事業の展開により事業拡大を目指しましたが、大手検索エンジン会社の広告ポリシーの変更(本書9頁「対処すべき課題」⑨に記載)による急激な集客減(SEO対策の強化等により足元では回復しております)や、オミクロン株による行動制限の影響により厳しい状況が続きました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は6,255百万円(前期比0.6%増)、営業損失は225百万円(前期は営業利益103百万円)、経常損失は231百万円(前期は経常利益105百万円)、親会社株主に帰属する当期純損失は246百万円(前期は親会社株主に帰属する当期純利益54百万円)となりました。

なお、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等の適用により、売上高は69百万円増加し、営業損失、経常損失はそれぞれ9百万円損失が増加しております。また、当社グループの事業は、パソコンやタブレット端末、デジタル家電等のネットワーク対応機器に関する設置設定やトラブルに対し、訪問又は電話で対応、解決するサービスの提供を行っており、事業セグメントはスマートライフサポート事業による単一セグメントであります。

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は、40,017千円であります。その主なものは集客向上のためのホームページ改修等を目的としたソフトウェアへの投資20,476千円であります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社の子会社であるスマホステーション株式会社及び日本P Cマーケティング株式会社は、2022年8月1日を効力発生日として、スマホステーション株式会社を存続会社、日本P Cマーケティング株式会社を消滅会社とする吸収合併を行いました。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2022年7月28日付で、株式会社スマホスピタル及び株式会社Axisの株主割当増資により発行した新株式を引き受け、両社を引き続き連結子会社としております。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第18期 2019年8月期	第19期 2020年8月期	第20期 2021年8月期	第21期 (当連結会計年度) 2022年8月期
売上高 (千円)	3,927,586	5,406,045	6,214,735	6,255,109
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 親会社株主に帰属する 当期純損失 (△) (千円)	40,951	29,354	54,410	△246,008
1株当たり当期純利益又は1株 当たり当期純損失 (△) (円)	25.80	17.62	31.28	△141.42
総 資 産 (千円)	1,685,693	2,224,958	2,222,880	2,280,678
純 資 産 (千円)	369,819	462,568	528,801	195,431
1株当たり純資産額 (円)	198.74	264.02	300.04	112.34

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) は、期中平均発行済株式総数により算出しております。

2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第18期 2019年8月期	第19期 2020年8月期	第20期 2021年8月期	第21期 (当事業年度) 2022年8月期
売上高 (千円)	3,363,693	3,793,603	4,249,190	4,662,820
当期純利益又は 当期純損失 (△) (千円)	4,569	40,363	97,730	△159,003
1株当たり当期純利益又は1株 当たり当期純損失 (△) (円)	2.88	24.24	56.18	△91.40
総 資 産 (千円)	1,143,879	1,805,877	1,826,099	2,058,287
純 資 産 (千円)	283,508	494,570	600,521	355,494
1株当たり純資産額 (円)	176.18	284.29	345.21	204.36

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) は、期中平均発行済株式総数により算出しております。

2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
リペアネットワーク株式会社	10,000千円	100.0%	各種電気製品の修理、販売
IoTマーケティング株式会社	9,000千円	100.0%	コンピューターハードウェア及びソフトウェアの販売
株式会社スマホスピタル	10,000千円	100.0%	スマートフォン・タブレット・ゲーム機の修理店「スマホスピタル」の運営
株式会社Axis	10,000千円	100.0%	スマートフォン・タブレット・ゲーム機の部材の仕入販売
スマホステーション株式会社	10,000千円	100.0%	スマートフォン修理店の運営
株式会社ネクストライン	3,000千円	100.0%	インターネット光回線システムの販売、設置
ミナソル株式会社	10,000千円	100.0%	コールセンターの運営

- (注) 1. スマホステーション株式会社に対する当社の議決権比率は、当社の子会社である株式会社Axisを通じての間接所有分です。
2. 株式会社スマホスピタル及び株式会社Axisは、2022年7月28日付で増資を行い、資本金が増加しております。
3. スマホステーション株式会社及び日本PCマーケティング株式会社は、2022年8月1日を効力発生日として、スマホステーション株式会社を存続会社、日本PCマーケティング株式会社を消滅会社とする吸収合併を行いました。

(4) 対処すべき課題

「電気・ガス・水道」に続く、第4の生活インフラとなった情報通信ネットワークですが、パソコン・スマートフォン・タブレット等の普及に加えて、IoT化（モノのインターネット化）、スマートハウス化、ロボット化の波は、今後の少子高齢化の影響も追い風となり、ますます市場の拡大が続くことが予想されます。またRPA市場の発達や第5世代移動通信システムである5Gの本格的な導入、さらに新型コロナウイルス感染症拡大によるテレワークの普及、GIGAスクール構想によるパソコン・タブレット端末の教育施設への設置、及びデジタル庁の設立等によりネットワークの普及が加速された結果、これらの設置設定・メンテナンス・修理のニーズは、社会的役割が重視されるとともに、増加の一途をたどっております。

このような状況の中、当社グループでは、これらのニーズに応えるべく、優秀な人材の確保、教育研修による企業理念、経営理念の浸透を継続的に実践し、社会から信頼され、お客様や提携企業様に対して、安心安全なサービスを提供するため、以下の事項を対処すべき課題として認識しております。

① 認知度の向上

当社グループは、パソコンをはじめとするスマートフォン・タブレット端末、デジタル家電、ウェアラブル端末やロボットなどのホームIoT機器、通信OA機器、家庭用インターネット回線等に関するワンストップサポートサービスを提供しております。当該事業における顧客の消費動向は、主としてトラブルの発生に起因するものであり、顧客の購買意欲の喚起による需要の創出が困難であるため、さらなる集客の拡大においては認知度の向上が必要不可欠であると認識しております。そのため、当該事業及び展開ブランドの認知度をより一層向上させ、顧客に身近なサービスとして浸透させることを目的として、現行のWebマーケティングを主体とする広告・宣伝等へ積極的に取り組んでまいります。

② 事業領域の拡大

当社グループの主たるサポート領域はパソコンやパソコン関連機器であります。パソコンにおいては、市場の成熟による成長の鈍化や、コロナ禍における急激な普及の反動減等により、出荷台数は減少するものと予測されます。そのため当社グループは、あらゆるIT・IoT分野で事業領域の拡大を進めており、既存のパソコン総合サービス業と全グループ会社とのシナジー効果の最大化に取り組んでおります。他方、当社グループが掲げる「家まるごと・オフィスまるごとサポート」の実現については、取扱対象機器を、従来のパソコンを中心とした機器群から、デジタル家電、ウェアラブル端末やロボットなどのホームIoT機器、インターネット回線、通信OA機器等へと拡大してまいりました。今後においても、市場の成長が期待されるIT・IoT関連機器におけるサポート領域の拡大に取り組むとともに、企業理念である「1人ひとりのお客様に最適なスマートライフを！」に基づき、顧客の住環境の変化に合わせたサービスの構築をしてまいります。

③ 組織基盤の強化

当社グループが展開する事業において、事業の拡大には優秀な人材の確保と育成が重要な課題であると認識しております。顧客の最適なスマートライフの実現に向け、今後も積極的な人材採用を行うとともに、専門的な技術、知識等を有する人材育成制度の充実に取り組んでまいります。

④ 個人情報の管理

当社グループでは、会員、契約者及び協力会社、代理店等の個人情報を扱っているため、お客様や提携企業様に安心してサービスをご利用いただけるよう、情報セキュリティマネジメントシステム要求事項及び個人情報保護マネジメントシステム要求事項に適合した管理体制を維持、運用する必要があると考えております。そのため、セキュリティポリシーに基づいたセキュリティレベルの設定やリスクアセスメントを継続的に運用し、組織全体にわたってセキュリティ管理体制を構築・監視しリスクマネジメントを実施しております。

⑤ コンプライアンス体制の強化

会社を存続、成長させるためにはコンプライアンス経営を遂行することが重要であり、また、顧客・株主・取引先・従業員等の全てのステークホルダーに資するものと認識しております。そのため、当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するため、「リスク・コンプライアンス委員会」を設置し、事業活動における様々なリスクに備えるとともに、企業倫理に違反する行為の早期発見・是正並びに不正防止に対応できる体制をつくるため、社内の通報（相談）窓口を設けております。今後も、当社及び当社子会社の役職員等のコンプライアンス教育体制の構築等を進め、当社グループ全体の内部統制が有効に機能する体制づくりに取り組んでまいります。

⑥ 内部管理体制の強化

現在、当社グループは成長段階にあり、業務の効率化及びリスクを管理する内部管理体制の強化が重要な課題であると考えております。このため、当社グループは、コーポレート業務を整備し、経営の公平性と透明性を確保するための内部管理体制を強化してまいります。

具体的には、顧客管理やクレーム管理を強化して顧客満足を高め、業務上のリスクを把握するとともにコンプライアンス体制の強化を図ることにより、当社グループが継続して効率的かつ安定的な経営を推進することを方針としております。これらの課題に対処するため、事業規模や必要な人材の採用を適宜行い、組織体制の強化を行ってまいります。

⑦ 特定人物への依存について

当社の事業活動の推進にあたり、当社代表取締役社長である家喜信行は、経営方針、経営戦略の決定及び推進において重要な役割を果たしております。当社は、役員及び幹部社員への権限の委譲、取締役会や経営会議等において情報の共有を図り、同氏に過度に依存しない組織体制の構築を進めております。

⑧ 新型コロナウイルス感染症対策について

当社は、新型コロナウイルス感染症に関する情報収集及び感染拡大に伴う影響を最小限に止めるための対応について適時速やかに行っております。また、同時に従業員及びお客様をはじめとするステークホルダーの皆様の安全確保を最優先に考慮し、出張の抑止、従業員の時差出勤・在宅勤務、マスク着用の徹底と衛生関連品の供給、テレビ会議システムの活用を実施するなど、新型コロナウイルス感染症の拡大を止めるための対策を講じておりましたが、全国的な感染者数の拡大に比例して、当社グループにおいても従業員への感染事例を多数確認しました。これら発生したすべての事例において、適宜速やかに当局からの指導のもとで、適切に対応を行っております。

今後におきましても、引き続き、新型コロナウイルス感染症による経済活動への影響を注視するとともに、想定外のリスクや不測の事態を想定し、経営環境の変化に臨機応変に対応できる体制の構築を図ってまいります。

⑨ 大手検索エンジン会社による広告ポリシーの変更について

当社グループへの問い合わせや、店舗へ来店されるお客様は、大手検索エンジン会社の検索システムを利用される方が多数おられます。これらの会社の広告ポリシーやルール変更は、当社グループの広告宣伝戦略に大きな影響を与え、一時的に集客力へ影響するリスクが想定されますが、SEO対策・MEO対策の取り組みの強化、及びWeb検索以外からの集客拡大を進めており、集客力の安定化対策を引き続き実施してまいります。

(5) 主要な事業内容（2022年8月31日現在）

当社グループは、パソコンやタブレット端末、スマートフォン、デジタル家電等のネットワーク対応機器に関するトラブル解決や設定・設置、通信OA機器等の提案・販売やインターネット光回線の販売・設置に対し、コールセンター運営及びサービス提供を行っております。

(6) 主要な営業所 (2022年8月31日現在)

① 当社

名 称	所 在 地
本 社	大 阪 府 吹 田 市
大 阪 支 部	大 阪 府 吹 田 市
神 戸 支 部	神 戸 市 兵 庫 区
福 岡 支 部	福 岡 市 博 多 区
名 古 屋 支 部	名 古 屋 市 東 区
京 都 支 部	京 都 市 下 京 区
東 京 支 部	東 京 都 港 区
西 東 京 支 部	東 京 都 国 分 寺 市
埼 玉 支 部	さ い た ま 市 大 宮 区
千 葉 支 部	千 葉 市 中 央 区
横 浜 支 部	横 浜 市 神 奈 川 区
札 幌 支 部	札 幌 市 白 石 区
広 島 支 部	広 島 市 西 区
厚 木 支 部	神 奈 川 県 厚 木 市
仙 台 支 部	仙 台 市 若 林 区
浜 松 支 部	浜 松 市 中 区
ヘルプデスク神戸センター	神 戸 市 中 央 区
ヘルプデスク新宿コールセンター	東 京 都 新 宿 区
ヘルプデスク熊本コールセンター	熊 本 市 中 央 区
ビジネスサポート新砂センター	東 京 都 江 東 区
ビジネスサポート梅田センター	大 阪 市 北 区

② 子会社

名 称	所 在 地
リペアネットワーク株式会社	熊 本 市 中 央 区
I o T マーケティング株式会社	大 阪 府 吹 田 市
株式会社スマホスピタル	大 阪 市 北 区
株式会社 Ax i s	大 阪 市 北 区
スマホステーション株式会社	東 京 都 武 蔵 野 市
株式会社ネクストライン	大 阪 府 吹 田 市
ミナソル株式会社	東 京 都 台 東 区

(7) 使用人の状況 (2022年8月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減
370名	21名減

- (注) 1. 使用人数は就業員数であります。
2. 使用人数が前連結会計年度末と比べて21名減少したのは、当社及び子会社の使用人数が単純減少したためであります。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前 事 業 年 度 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
275名	9名減	35.1歳	4.7年

- (注) 1. 使用人数は就業員数であります。
2. 使用人数が前事業年度末と比べて9名減少したのは、当社の各事業部内の単純減少によるものとなります。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年8月31日現在)

① 当社

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	78,750千円
株 式 会 社 紀 陽 銀 行	75,010
株 式 会 社 関 西 み ら い 銀 行	71,678
株 式 会 社 東 京 ス タ ー 銀 行	61,300
株 式 会 社 名 古 屋 銀 行	50,000
株 式 会 社 り そ な 銀 行	30,841
株 式 会 社 伊 予 銀 行	29,175
株 式 会 社 南 都 銀 行	27,509
大 阪 信 用 金 庫	20,845
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	20,250
株 式 会 社 十 六 銀 行	14,972
株 式 会 社 山 陰 合 同 銀 行	11,080
株 式 会 社 池 田 泉 州 銀 行	8,350

② 子会社

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 関 西 み ら い 銀 行	101,867千円
株 式 会 社 日 本 政 策 金 融 公 庫	50,539
株 式 会 社 山 陰 合 同 銀 行	47,224
株 式 会 社 東 京 ス タ ー 銀 行	35,000
株 式 会 社 但 馬 銀 行	30,983
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	28,625
株 式 会 社 肥 後 銀 行	28,331
株 式 会 社 百 十 四 銀 行	19,938

(9) その他企業集団の現況に関する事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式の状況 (2022年8月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 4,160,800株
- (2) 発行済株式の総数 1,739,800株
- (3) 株主数 442名
- (4) 大株主(上位10名)

株主名	持株数	持株比率
家喜信行	646,000株	37.13%
ジャパンベストレスキューシステム株式会社	384,100	22.07
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-M A R G I N	81,200	4.66
JIA & IE バリュース・イノベーション 有限責任事業組合	72,800	4.18
グワークス株式会社	62,100	3.56
イノベーション・エンジン株式会社	47,995	2.75
守屋博隆	40,900	2.35
松井証券株式会社	32,400	1.86
日本PCサービス従業員持株会	24,300	1.39
株式会社PEI	18,100	1.04

(注) 持株比率は自己株式(212株)を控除して計算しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
該当事項はありません。

3. 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2022年8月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	家 喜 信 行	グループCEO 株式会社スマホスピタル代表取締役 株式会社Axis代表取締役 スマホステーション株式会社取締役 株式会社ネクストライン取締役 ミナソル株式会社取締役 特定非営利活動法人IT整備士協会理事長
常務取締役	田 邊 憲 昭	グループCFO 兼 管理部担当 兼 管理部長 リペアネットワーク株式会社代表取締役 株式会社スマホスピタル取締役 株式会社Axis取締役 スマホステーション株式会社取締役 株式会社ネクストライン取締役 ミナソル株式会社取締役 特定非営利活動法人IT整備士協会監事
常務取締役	稲 田 恵	社長補佐 兼 情報システム部担当 兼 採用戦略室担当 兼 採用戦略室長 株式会社ネクストライン取締役
常務取締役	濱 崎 慎 一	ビジネスソリューション事業本部担当 兼 ビジネスソリューション事業本部長 IoTマーケティング株式会社取締役 特定非営利活動法人IT整備士協会理事
取 締 役	大 下 慧 治	カスタマーソリューション事業本部担当 兼 カスタマーソリューション事業本部長 株式会社スマホスピタル取締役 株式会社ネクストライン取締役
取 締 役	藤 井 悠	WEB戦略室担当 兼 広報・ブランディング推進室担当 兼 WEB戦略室長 兼 広報・ブランディング推進室長

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役	有田真紀	公認会計士有田事務所所長 株式会社ダイケン取締役 株式会社栗本鐵工所監査役
取締役	板東浩二	ジャパンケーブルキャスト株式会社取締役 テック情報株式会社監査役 株式会社ネクストベース取締役 株式会社IGポート取締役 吉積ホールディングス株式会社取締役 JNSホールディングス株式会社取締役
取締役	三井智映子	株式会社オフィスはる代表取締役 株式会社イベントス取締役
常勤監査役	小関明子	リペアネットワーク株式会社監査役
監査役	香川晋平	K&P税理士法人代表社員 株式会社K&Pコンサルティング代表取締役 株式会社オンテックス監査役 株式会社サンテック監査役 伊丹ダイキン空調株式会社監査役 株式会社加貫ローラ製作所監査役 合同会社K&Pインベストメント社員 株式会社イズム監査役
監査役	北畑瑞穂	みずほ法律事務所代表

- (注) 1. 取締役有田真紀氏、板東浩二氏及び三井智映子氏は、社外取締役であります。
2. 監査役香川晋平氏及び北畑瑞穂氏は、社外監査役であります。
3. 取締役有田真紀氏及び監査役香川晋平氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役北畑瑞穂氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、取締役有田真紀氏、板東浩二氏、三井智映子氏、監査役香川晋平氏及び北畑瑞穂氏を株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。
- ① 2021年11月25日開催の第20期定時株主総会終結の時をもって、取締役兼久裕史氏及び監査役金丸英樹氏は任期満了により退任いたしました。
- ② 2021年11月25日開催の第20期定時株主総会において、大下慧治氏、板東浩二氏及び三井智映子氏は新たに取締役に選任され、また、小関明子氏は新たに監査役に選任され、それぞれ就任いたしました。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役	138,670	138,670	—	—	10
監査役	10,880	10,880	—	—	4
社外役員	9,560	9,560	—	—	5

- (注) 1. 上表には、2021年11月25日開催の第20期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名（うち社外取締役0名）及び監査役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、2013年11月28日開催の第12期定時株主総会において年額300,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は10名（うち社外取締役は1名）です。
4. 監査役の報酬限度額は、2010年11月26日開催の第9期定時株主総会において年額20,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は2名です。
5. 上記報酬等の額のほかに当社社外役員が当事業年度に当社の子会社から役員として受けた報酬等はありません。

(3) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2022年6月29日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は、次のとおりであります。

・役員報酬等の決定のプロセス及び内容に関する方針

株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で、あらかじめ定められた基準に基づいて算出した金額を基に、指名・報酬委員会において個人別報酬内容等を審議し、その答申内容を踏まえて、取締役会で決定する。

・報酬限度額

→取締役…年額300,000千円以内（2013年11月28日開催 第12期定時株主総会決議）

・報酬構成に関する方針

→取締役（社外取締役を除く）の報酬は、金銭による基本報酬及び業績連動報酬等で構成する。社外取締役については、業務執行から独立した立場で当社の経営の監督及び助言を行うことから、基本報酬（基準額）のみとする。

・報酬水準に関する方針

基本報酬は、当社の事業規模、内容、人材確保等の観点から、同業及び同規模他社の水準とバランスを勘案した基準額と調整額により設計する。業績連動報酬等は、当社の目標である中期経営計画達成を意識づけるため、中期経営計画の業績指標である該当年度の営業利益目標の達成度により設計するが、社会情勢の変化を勘案し支給しないこともある。基本報酬の改定は、役位又は役割が変更する場合を基本に、業容の変化や報酬水準の情勢等を勘案し決定する。ただし、改定時期は毎年12月を基本とするが、毎年改定を前提とするものではない。

→基本報酬

基準額：役割及び責任の程度に応じ、役位別基準表を基に個人別に決定する。

調整額：個々人の経験・実績・職務範囲の他、外部採用役員については出身地・居住地等に鑑みて想定される人材市場における報酬水準・報酬慣行等を考慮し、基準額の50%を上限として個人別に決定する。

→業績連動報酬等

中期経営計画を年度ごとに落とし込み、該当年度の営業利益目標を達成した場合、基準額の5%を上限として達成額及び達成率を基に検討し決定する。

(4) 責任限定契約の内容の概要

会社法第427条第1項の規定及び定款に基づき、当社が各取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び各監査役と締結した責任限定契約の内容の概要は、次のとおりであります。

（責任限定契約の内容の概要）

会社法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意で重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社に属する役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害賠償金や争訟費用等が填補されることとなります。

(6) 社外役員に関する事項

① 社外役員以外の法人等の重要な兼職の状況及び当社との関係

区 分	氏 名	兼 職 す る 法 人 等	兼 職 の 内 容
社 外 取 締 役	有 田 真 紀	公認会計士有田事務所 株式会社ダイケン 株式会社栗本鐵工所	所長 取締役 監査役
	板 東 浩 二	ジャパンケーブルキャスト株式会社 テック情報株式会社 株式会社ネクストベース 株式会社IGポート 吉積ホールディングス株式会社 JNSホールディングス株式会社	取締役 監査役 取締役 取締役 取締役 取締役
	三 井 智 映 子	株式会社オフィスはる 株式会社イベントス	代表取締役 取締役
社 外 監 査 役	香 川 晋 平	K&P税理士法人 株式会社K&Pコンサルティング 株式会社オンテックス 株式会社サンテック 伊丹ダイキン空調株式会社 株式会社加貫ローラ製作所 合同会社K&Pインベストメント 株式会社イズム	代表社員 代表取締役 監査役 監査役 監査役 監査役 社員 監査役
	北 畑 瑞 穂	みずほ法律事務所	代表

- (注) 1. 社外取締役有田真紀氏は、公認会計士有田事務所の所長、株式会社ダイケンの取締役及び株式会社栗本鐵工所の監査役ですが、各社と当社に重要な取引その他の関係はありません。
2. 社外取締役板東浩二氏は、ジャパンケーブルキャスト株式会社の取締役、テック情報株式会社の監査役、株式会社ネクストベースの取締役、株式会社IGポートの取締役、吉積ホールディングス株式会社の取締役及びJNSホールディングス株式会社の取締役ですが、各社と当社に重要な取引その他の関係はありません。
3. 社外取締役三井智映子氏は、株式会社オフィスはるの代表取締役及び株式会社イベントスの取締役ですが、両社と当社に重要な取引その他の関係はありません。
4. 社外監査役香川晋平氏は、K&P税理士法人の代表社員、株式会社K&Pコンサルティングの代表取締役、及び株式会社オンテックスの監査役、株式会社サンテックの監査役、伊丹ダイキン空調株式会社の監査役、株式会社加貫ローラ製作所の監査役、合同会社K&Pインベストメントの社員及び株式会社イズムの監査役ですが、各社と当社に重要な取引その他の関係はありません。
5. 社外監査役北畑瑞穂氏は、みずほ法律事務所の代表ですが、同事務所と当社に重要な取引その他の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	有 田 真 紀	当事業年度開催の取締役会16回のうち15回に出席いたしました。取締役会において、公認会計士、税理士としての専門的な見地から積極的に意見を述べており、専門的な立場から監督、助言を行うなど意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、上記のほか、指名・報酬委員会の委員を務め、当該事業年度開催の当該委員会の全て(1回)に出席するなどにより独立した客観的立場から経営陣の監督に努めております。
	板 東 浩 二	2021年11月25日就任後の取締役会13回のうち13回に出席いたしました。取締役会において、企業経営に関する長年にわたる豊富な経験から積極的に意見、監督、助言を行うなど意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、上記のほか、指名・報酬委員会の委員長を務め、当該事業年度開催の当該委員会の全て(1回)に出席するなどにより独立した客観的立場から経営陣の監督に努めております。
	三 井 智 映 子	2021年11月25日就任後の取締役会13回のうち13回に出席いたしました。取締役会において、金融アナリストとして多数企業の財務分析、市場動向調査に関する経歴と専門的な見地から積極的に意見を述べており、専門的な立場から監督、助言を行うなど意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外監査役	香 川 晋 平	当事業年度開催の取締役会16回のうち16回に、また、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。取締役会及び監査役会において、公認会計士、税理士としての専門的な見地から監督、助言を行うなど意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
	北 畑 瑞 穂	当事業年度開催の取締役会16回のうち14回に、また、監査役会14回のうち12回に出席いたしました。取締役会及び監査役会において、弁護士としての専門的な見地から監督、助言を行うなど意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

(7) スキルマトリックス

(会社における) 地位	氏名	経営 戦略	法務 リスク マネジメント	財務 ファイナンス	IT・DX テクノロジー	人材 開発	労務	営業	マーケティング	グローバル ビジネス	ESG サステイナ ビリティ
代表取締役	家喜 信行	●			●	●		●	●		●
取締役	田邊 憲昭		●	●			●			●	●
取締役	稲田 恵	●				●	●				●
取締役	濱崎 慎一	●			●			●			
取締役	大下 慧治				●	●		●			
取締役	藤井 悠								●		
(社外)取締役	有田 真紀			●							
(社外)取締役	板東 浩二	●		●	●	●		●	●		
(社外)取締役	三井 智映子			●					●	●	
監査役	小関 明子		●								
(社外)監査役	香川 晋平	●		●	●	●			●		
(社外)監査役	北畑 瑞穂		●				●				

(8) 執行役員に関する事項

当社は、執行役員制度を導入しております。2022年8月31日現在の執行役員は、以下のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
執 行 役 員	守 屋 博 隆	社 長 室 長
執 行 役 員	瀧 本 拓 也	営 業 部 長
執 行 役 員	奥 田 恵 一 郎	営 業 企 画 室 長
執 行 役 員	外 山 雅 彦	ヘルプデスク事業部長
執 行 役 員	石 田 学	FS直営店事業部長
執 行 役 員	横 田 昌 宏	情 報 シ ス テ ム 部 長
執 行 役 員	兼 久 裕 史	グ ル ー プ 会 社 シ ス テ ム 担 当

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 桜橋監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	24,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24,000

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、内部統制システムの基本方針を以下のとおり定め、業務の適正を確保するための体制の整備に努めております。

- ① 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - a. 当社及びグループ全体に影響を及ぼす重要事項については、当社取締役会において協議し決定する。また、各取締役は、取締役会において定期的に職務の執行状況を報告する。なお、取締役会は「取締役会規程」に基づき原則として月1回開催する。
 - b. 当社及び当社子会社の監査役は、自社の取締役会への出席、業務執行状況の調査等を通じて取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを検証し、監視機能の実効性向上に努める。
 - c. 当社は、当社代表取締役社長を委員長とする「リスク・コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンスリスクに関する重要な問題の審議の実施、及びコンプライアンス体制の構築・維持・向上を図るとともに、当社及び当社子会社の取締役及び使用人への啓蒙に努める。
 - d. 当社は、「内部通報制度」に基づき、企業倫理に違反する行為の早期発見・是正並びに不正防止に対応できる体制をつくるため、社内の通報（相談）窓口を設ける。
- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - a. 株主総会及び取締役会の議事録、経営及び業務執行に関わる重要な情報について、「法令及び文書管理規程・稟議規程」等の関連規程に従い、適切に記録し定められた期間保存する。
 - b. 「文書管理規程・稟議規程」等の関連規程は、必要に応じて適時見直し改善を図る。
- ③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - a. 各事業部の責任者は、管轄業務に関する適切なリスクマネジメントを実行するとともに、事業活動に重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクについては、経営会議、リスク・コンプライアンス委員会等で審議しリスク管理を行う。
 - b. 当社代表取締役社長をリスク管理の総括責任者として任命し、各担当取締役と連携しながら、リスクを最小限に抑える体制を構築する。

- c. 有事の際は、「リスク・コンプライアンス委員会規程」、「緊急リスク対策本部運営規程」に基づき、当社代表取締役社長が直ちに「緊急リスク対策本部」を設置し、規程に準拠した体制を整備するとともに、必要に応じて顧問弁護士等と迅速な対応を図る。
- ④ 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- a. 当社及び当社子会社は、「業務分掌及び決裁権限に関する規程」等において、各取締役の業務執行の分担を明確にし、適正かつ効率的に職務が行われる体制を構築する。
 - b. 各取締役は、管轄する部署が実施すべき具体的な施策の決定及び効率的な業務執行体制の整備を行うとともに、取締役会において目標に対する進捗状況を報告する。
 - c. 取締役会における意思決定にあたっては、十分かつ適切な情報を各取締役に提供する。
 - d. 経営及び業務執行に必要な情報は、ITを活用し迅速かつ的確に各取締役が共有する。
- ⑤ 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- a. 当社は、「子会社管理規程」等の関連規程に基づきグループ各社を管理する。
 - b. グループ各社の経営については、各社の自主性を尊重しつつ、業務執行状況、財務状況その他の重要情報について当社への定期的な報告を求めるとともに、重要事項を行うときは事前に当社への協議または報告を求める。
 - c. グループ各社において、「法令及び社内規程」等に違反またはその懸念がある事象を発見した場合には、直ちに当社の主管部署、リスク・コンプライアンス委員会及び監査役に報告する体制とする。グループ各社のリスク管理体制については、主管部署が総合的に指導及び支援を行うものとする。
 - d. 当社内部監査担当者は、グループ各社に対する内部監査を定期的を実施し、業務の適正性を監査する。内部監査担当者はその結果を、適宜、当社監査役及び代表取締役社長に報告するものとする。
- ⑥ 当社の監査役が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- a. 監査役が職務を補助する使用人について、取締役会は監査役と協議を行い、必要に応じて当該使用人を任命及び配置する。
 - b. 監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けない。

- ⑦ 当社及び当社子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- a. 当社及び当社子会社の取締役及び使用人は、取締役会、経営会議、リスク・コンプライアンス委員会等の重要な会議への監査役の出席を通じて、職務の執行状況や会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項等について報告する。
 - b. 当社及び当社子会社の取締役及び使用人は、取締役会に付議する重要な事項その他重要な決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況等を監査役に報告する。
 - c. 当社及び当社子会社の取締役及び使用人は、当社監査役から業務執行に関する報告を求められたときは、迅速かつ的確に対応する。
 - d. 報告をした者が、当社の監査役へ報告したことを理由として不利な取扱いがなされないことを確保するための体制を整備する。
- ⑧ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査役は、職務の執行に必要な費用について請求することができ、当社は当該請求に基づき支払いを行う。
- ⑨ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- a. 監査役は代表取締役社長と定期的に会合を開き、意思の疎通及び意見交換を実施する。
 - b. 会計監査人及び内部監査担当者と意見交換や情報交換を行い、連携を保ちながら必要に応じて調査及び報告を求めることができる体制を構築する。
- ⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本方針及び体制
- a. 「反社会的勢力対応規程」に基づき、反社会的勢力・団体・個人とは一切関わりを持たず、不当・不法な要求にも応じないことを基本方針とし、その旨を役員及び使用人全員に周知徹底する。
 - b. 平素より関係行政機関からの情報収集に加え、同規程により取引先の調査を行い、また、契約締結後に判明した場合には契約を解除できるように対応する。なお、不当要求等が発生した場合には、関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を構築する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社取締役会は、各部門における職務の執行状況の報告を受け、取締役及び監査役との情報共有並びに経営管理を行っております。

当社監査役会は、社外監査役2名を含む監査役3名で構成されております。監査役会では、取締役会議案を含む重要な事項についての報告及び協議を行っております。また、定期的に代表取締役及び会計監査人とのミーティングを開催し、経営課題等の情報の共有及び意見交換を行っております。

当社内部監査室は、内部監査計画書に基づき、各拠点における業務・運営の適正性、効率性を中心に内部監査を実施いたしました。監査結果その他の情報は、代表取締役社長及び監査役に適時報告されております。

監査役は、取締役会に出席し適時適切な発言を行っております。なお、当社は監査役が監査に必要な情報を提供するとともに、監査役の社内各種会議への出席を保障しております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして認識しておりますが、財務体質の強化を図るため、これまで配当を実施しておりません。

将来的な利益還元につきましては、経営体質の強化と事業拡大のために必要な内部留保を確保しながら、継続的かつ安定的な配当を実施していく方針であります。

内部留保資金につきましては、経営体質の強化を図るとともに、事業拡大のための投資に有効活用してまいります。

配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

なお、当社は、「取締役会の決議によって、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当をすることができる。」旨を定款に定めております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2022年8月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,600,298	流 動 負 債	1,419,577
現金及び預金	496,410	買掛金	120,402
売掛金	605,360	1年内償還予定の社債	40,000
商品	284,294	短期借入金	400,000
原材料及び貯蔵品	7,754	1年内返済予定の長期借入金	278,982
前払費用	131,307	未払金	256,096
その他	93,323	未払費用	74,634
貸倒引当金	△18,152	未払法人税等	15,339
固 定 資 産	680,379	賞与引当金	4,877
有 形 固 定 資 産	57,925	契約負債	127,766
建物及び構築物	40,446	その他	101,478
その他	17,478	固 定 負 債	665,668
無 形 固 定 資 産	384,722	社債	100,000
のれん	282,145	長期借入金	563,285
商標権	49,513	その他	2,383
その他	53,062	負 債 合 計	2,085,246
投資その他の資産	237,731	(純 資 産 の 部)	
投資有価証券	38,727	株 主 資 本	186,778
差入保証金	114,294	資本金	360,058
繰延税金資産	43,506	資本剰余金	156,566
長期貸付金	26,878	利益剰余金	△329,412
その他	15,623	自己株式	△433
貸倒引当金	△1,298	その他の包括利益累計額	8,652
		その他有価証券評価差額金	8,652
資 産 合 計	2,280,678	純 資 産 合 計	195,431
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	2,280,678

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年9月1日から
2022年8月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	6,255,109
売上原価	4,146,648
売上総利益	2,108,460
販売費及び一般管理費	2,333,984
営業損失(△)	△225,523
営業外収益	
受取利息	304
受取配当金	747
雑収入	3,667
雑費用	3,819
雑利息	10,296
雑発行費	2,209
雑損失	2,232
経常損失(△)	14,738
特別利益	△231,723
投資有価証券売却益	33,339
特別損失	
固定資産除売却損失	2,895
減損損失	3,172
税金等調整前当期純損失(△)	6,067
法人税、住民税及び事業税	21,558
法人税等調整額	18,336
当期純損失(△)	△204,451
非支配株主に帰属する当期純利益	△244,346
親会社株主に帰属する当期純損失(△)	1,661
	△246,008

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年9月1日から
2022年8月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	360,058	283,014	△148,988	△433	493,650
会計方針の変更による 累積的影響額			△66,376		△66,376
会計方針の変更を反映し た当期首残高	360,058	283,014	△215,365	△433	427,273
当 期 変 動 額					
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)			△246,008		△246,008
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動		5,513			5,513
欠 損 填 補		△131,961	131,961		-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					-
当 期 変 動 額 合 計	-	△126,448	△114,046	-	△240,494
当 期 末 残 高	360,058	156,566	△329,412	△433	186,778

	その他の包括利益累計額		非 支 配 主 分 株 持 分	純 資 産 計 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	28,299	28,299	6,851	528,801
会計方針の変更による 累積的影響額				△66,376
会計方針の変更を反映し た当期首残高	28,299	28,299	6,851	462,425
当 期 変 動 額				
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)				△246,008
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動				5,513
欠 損 填 補				-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△19,647	△19,647	△6,851	△26,499
当 期 変 動 額 合 計	△19,647	△19,647	△6,851	△266,994
当 期 末 残 高	8,652	8,652	-	195,431

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 7社
- ・主要な連結子会社の名称
リペアネットワーク株式会社
IoTマーケティング株式会社
株式会社スマホスピタル
株式会社Axis
スマホステーション株式会社
株式会社ネクストライン
ミナソル株式会社

当連結会計年度において、日本PCマーケティング株式会社は、スマホステーション株式会社を吸収合併
存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外のもの 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産
直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- ・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

ロ. 棚卸資産

- ・商品 主として個別法（一部の連結子会社においては総平均法）による原価法
（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- ・原材料 先入先出法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。
建物以外の有形固定資産については、定率法によっております。
ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物について
は、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3年～38年

ロ. 無形固定資産

定額法

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（3～5年間）に基づいております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

当社及び国内連結子会社は従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社グループは、フィールドサポート事業及び会員サポートセンター事業を主な事業としており、それぞれの事業においてパソコンやスマートフォン等のデジタル機器に関するサービス及び関連する商品の販売等の提供を行っております。

イ. フィールドサポート事業においては、主に駆けつけサポート、代行設定サポート、ビジネスソリューションサポート、店舗持込サポートに分かれております。

駆けつけサポート、代行設定サポート及び店舗持込サポートについては、顧客からの依頼によりデジタル機器のトラブル解決及び設置設定サービス等を提供し、顧客に役務提供が完了した時点で履行義務が充足されると判断し収益を認識しております。

ビジネスソリューションサポートについては、商品の販売、導入等を提供しており、商品の販売及び導入に関しては、顧客の検収により履行義務を充足することから、検収時に収益を認識しております。

ロ. 会員サポートセンター事業においては、会員サポート及び企業のコールセンター業務の受託運営サービスを提供しております。

会員サポートについては、自社及び提携企業の会員に対し電話及びリモート操作によるサポートや、デジタル機器に対しての保険・保証付きの定額サービスを顧客との契約に基づき、契約期間にわたりサービスを提供する義務を負っており、これらに関する業務を履行義務と識別しております。契約期間中、サービスが利用可能であり、当該履行義務が時の経過にわたり充足されるため、契約期間に応じて期間按分し、収益を認識しております。また、保険・保証付きの定額サービスについては、当社グループの役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る対価の額から仕入先に支払う額を控除した純額により収益を算定しております。

コールセンター業務の受託運営については、履行義務の充足時点は、顧客との契約における義務を履行するにつれて、顧客が便益を享受するため、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法としております。

⑤ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、3～10年間の定額法により償却しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、一部の定額サポートサービス取引等に関して、従前は顧客との契約開始時に一時点で収益を認識しておりましたが、当連結会計年度より、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。また収益認識会計基準等は、売上取引の本人と代理人の区分判定を求めており、当社が本人に該当するときには、財またはサービスの提供と交換に当社が権利を得ると見込む対価の総額を、代理人に該当するときには、他の当事者により提供されるように手配することと交換に当社が得ると見込む報酬または手数料の金額を収益として認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当連結会計年度の売上高は69,090千円増加し、売上原価は78,804千円増加し、営業損失、経常損失、税金等調整前当期純損失は9,714千円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は66,376円減少しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、流動負債の「その他」に含まれる前受金は、当連結会計年度より「契約負債」として表示することといたしました。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、連結財務諸表に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

当連結会計年度より、業務委託費の一部について、営業活動の実態をより適切に反映するため、従来、売上原価として計上していた業務委託費の一部を販売費及び一般管理費に計上する方法に変更しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

(のれん及び商標権)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん	282,145千円
商標権	49,513千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、のれん及び商標権（以下のれん等）を含む資産グループについて、営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなっている場合等において、のれん等の減損の兆候を識別することとしております。

のれん等に減損の兆候があると認められる場合には、のれん等を含む資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額を見積り、帳簿価額を下回る場合には、のれん等を含む帳簿価額について減損損失の認識の判断を行っております。割引前将来キャッシュ・フローは、経営者によって承認された事業計画を基礎として見積もっております。

当該事業計画における将来キャッシュ・フローの見積りにおいては、将来の売上成長率等の重要な見積りや仮定に基づいており、主として市場や顧客等の状況といった外部要因により変動するものであるため、不確実性が伴います。

これらの見積り及び仮定が、経済環境の悪化等により見直しが必要になった場合、翌連結会計年度において、減損損失を認識する可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	40,189千円
(2) 担保に供している資産および担保に係る債務	
①担保に供している資産	
消去されている連結子会社株式	315,000千円
②担保に係る債務	
1年内返済予定の長期借入金	35,000千円
長期借入金	26,300千円

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	1,739,800株	—	—	1,739,800株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

該当事項はありません。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

該当事項はありません。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については主に銀行借入による方針です。デリバティブは利用していません。

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しましては、そのほとんどが1年以内の入金期日であり、取引先毎の期日管理及び残高管理により、リスク管理を行っております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスク等に晒されておりますが、業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的な時価の把握が行われ、取締役会に報告されております。

差入保証金は主に店舗等の賃貸借契約に伴うものであり、契約先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、契約締結前に対象物件の権利関係などの確認を行うとともに、取引先企業の経営状況の把握に努めております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

社債及び借入金の用途は運転資金及び設備投資資金であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年8月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、「現金」については現金であること、「預金」「売掛金」「買掛金」「短期借入金」及び「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額(※1)	時 価(※1)	差 額
①投資有価証券	38,727	38,727	—
②差入保証金	114,294	111,750	△2,543
③長期貸付金(※2)	33,750	33,750	—
④社債(※3)	(140,000)	(139,537)	(△462)
⑤長期借入金(※4)	(842,267)	(835,483)	(△6,784)

(※1) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(※2) 1年内回収予定のものを含みます。

(※3) 1年内償還予定のものを含みます。

(※4) 1年内返済予定のものを含みます。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
投資有価証券	38,727	—	—	38,727

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	111,750	—	111,750
長期貸付金	—	33,750	—	33,750
資産計	—	145,500	—	145,500
社債	—	139,537	—	139,537
長期借入金	—	835,483	—	835,483
負債計	—	975,021	—	975,021

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

差入保証金

主に建物の賃借時に差入れている敷金・保証金であり、償還予定時期を見積り、安全性の高い長期の債券の利回りを基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期貸付金

回収可能性を反映した元利息の受取見込額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率（残存期間を考慮）で割引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債、借入金

これらの時価は、元利息の合計額を同様の新規発行又は借入を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(注2) 社債、長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
社債	40,000	40,000	20,000	20,000	20,000	—
長期借入金	278,982	232,229	154,033	55,498	42,366	79,159
合計	318,982	272,229	174,033	75,498	62,366	79,159

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	合計
フィールドサポート事業	5,076,709
会員サポートセンター事業	1,178,400
外部顧客への売上高	6,255,109

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を認識するための基礎となる情報については、「連結注記表 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (3) 会計方針に関する事項 ④重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
契約負債(期首残高)	95,615
契約負債(期末残高)	127,766

契約負債は、主に保証・保険付きサービスであります。

当連結会計年度に認識された収益のうち期首現在の契約負債に含まれていた金額は62,347千円であります。

②残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末時点で未充足の履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度 (2022年8月31日)
1年以内	72,294
1年超2年以内	40,478
2年超3年以内	14,993
合計	127,766

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	112円34銭
(2) 1株当たり当期純損失 (△)	△141円42銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2022年8月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,140,279	流 動 負 債	1,235,815
現金及び預金	300,512	買掛金	104,386
売掛金	550,560	1年内償還予定の社債	40,000
商品	77,500	短期借入金	400,000
前払費用	115,647	1年内返済予定の長期借入金	198,286
その他	113,587	未払金	229,620
貸倒引当金	△17,528	未払費用	39,548
固 定 資 産	918,008	未払法人税等	10,787
有 形 固 定 資 産	32,465	賞与引当金	4,491
建物	17,100	未払消費税等	29,218
工具器具備品	15,365	契約負債	127,766
無 形 固 定 資 産	33,510	その他	51,711
ソフトウェア	25,935	固 定 負 債	466,977
のれん	750	社債	100,000
その他	6,825	長期借入金	301,474
投資その他の資産	852,031	債務保証損失引当金	28,332
投資有価証券	38,727	関係会社事業損失引当金	36,576
関係会社株式	722,576	その他	595
長期貸付金	8,750	負 債 合 計	1,702,793
関係会社長期貸付金	11,458	(純 資 産 の 部)	
差入保証金	65,663	株 主 資 本	346,841
破産更生債権	1,298	資本金	360,058
繰延税金資産	16,310	資本剰余金	212,597
その他	12,503	資本準備金	212,597
貸倒引当金	△25,256	利 益 剰 余 金	△225,380
資 産 合 計	2,058,287	その他利益剰余金	△225,380
		繰越利益剰余金	△225,380
		自 己 株 式	△433
		評価・換算差額等	8,652
		その他有価証券評価差額金	8,652
		純 資 産 合 計	355,494
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	2,058,287

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2021年9月1日から
2022年8月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	4,662,820
売上原価	2,896,630
売上総利益	1,766,189
販売費及び一般管理費	1,889,684
営業損失(△)	△123,494
営業外収益	
受取利息	592
受取配当金	745
貸倒引当金戻入額	12,647
雑収入	2,740
営業外費用	
支払利息	8,690
支払手数料	2,209
債務保証損失引当金繰入額	9,993
関係会社事業損失引当金繰入額	28,542
雑損失	704
経常損失(△)	△156,910
特別利益	
投資有価証券売却益	33,339
税引前当期純損失(△)	△123,570
法人税、住民税及び事業税	5,737
法人税等調整額	29,695
当期純損失(△)	△159,003

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年9月1日から)
(2022年8月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益剰 余 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当 期 首 残 高	360,058	344,558	344,558	△131,961	△131,961	△433	572,221
会計方針の変更による累積的影響額				△66,376	△66,376		△66,376
会計方針の変更を反映した当期首残高	360,058	344,558	344,558	△198,337	△198,337	△433	505,845
当 期 変 動 額							
当期純損失 (△)				△159,003	△159,003		△159,003
欠 損 填 補		△131,961	△131,961	131,961	131,961		-
株主資本以外の項目の当期の変動額 (純額)							-
当 期 変 動 額 合 計	-	△131,961	△131,961	△27,042	△27,042	-	△159,003
当 期 末 残 高	360,058	212,597	212,597	△225,380	△225,380	△433	346,841

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	28,299	28,299	600,521
会計方針の変更による累積的影響額			△66,376
会計方針の変更を反映した当期首残高	28,299	28,299	534,145
当 期 変 動 額			
当期純損失 (△)			△159,003
欠 損 填 補			-
株主資本以外の項目の当期の変動額 (純額)	△19,647	△19,647	△19,647
当 期 変 動 額 合 計	△19,647	△19,647	△178,651
当 期 末 残 高	8,652	8,652	355,494

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

- ・ 市場価格のない株式等以外のもの 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- ・ 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

子会社株式

移動平均法による原価法

② 棚卸資産

商品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。建物以外の有形固定資産については、定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3年～38年

② 無形固定資産

定額法

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（3～5年間）に基づいております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

③ 債務保証損失引当金

関係会社への債務保証に係る損失に備えるため、被保証者の財政状態を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

④ 関係会社事業損失引当金

関係会社における事業損失等に備えるため、関係会社に対する投資を超えて当社が負担することとなる損失見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社は、フィールドサポート事業及び会員サポートセンター事業を主な事業としており、それぞれの事業においてパソコンやスマートフォン等のデジタル機器に関するサービス及び関連する商品の販

売等の提供を行っております。

イ. フィールドサポート事業においては、主に駆けつけサポート、代行設定サポート、ビジネスソリューションサポート、店舗持込サポートに分かれております。

駆けつけサポート、代行設定サポート及び店舗持込サポートについては、顧客からの依頼によりデジタル機器のトラブル解決及び設置設定サービス等を提供し、顧客に役務提供が完了した時点で履行義務が充足されると判断し収益を認識しております。

ビジネスソリューションサポートについては、商品の販売、導入等を提供しており、商品の販売及び導入に関しては、顧客の検収により履行義務を充足することから、検収時に収益を認識しております。

ロ. 会員サポートセンター事業においては、会員サポート及び企業のコールセンター業務の受託運営サービスを提供しております。

会員サポートについては、自社及び提携企業の会員に対し電話及びリモート操作によるサポートや、デジタル機器に対しての保険・保証付きの定額サービスを顧客との契約に基づき、契約期間にわたりサービスを提供する義務を負っており、これらに関する業務を履行義務と識別しております。契約期間中、サービスが利用可能であり、当該履行義務が時の経過にわたり充足されるため、契約期間に応じて期間按分し、収益を認識しております。また、保険・保証付きの定額サービスについては、当社グループの役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る対価の額から仕入先に支払う額を控除した純額により収益を算定しております。

コールセンター業務の受託運営については、履行義務の充足時点は、顧客との契約における義務を履行するにつれて、顧客が便益を享受するため、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法としております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、3年間の定額法により償却しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、一部の定額サポートサービス取引等に関して、従前は顧客との契約開始時に一時点で収益を認識しておりましたが、当事業年度より、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。また収益認識会計基準等は、売上取引の本人と代理人の区分判定を求めており、当社が本人に該当するときには、財またはサービスの提供と交換に当社が権利を得ると見込む対価の総額を、代理人に該当するときには、他の当事者により提供されるように手配することと交換に当社が得ると見込む報酬または手数料の金額を収益として認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の売上高は69,090千円増加し、売上原価は78,804千円増加し、営業損失、経常損失、税引前当期純損失は9,714千円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は66,376円減少しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、流動負債の「その他」に含まれる前受金は、当事業年度より「契約負債」として表示することといたしました。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、財務諸表に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

当事業年度より、業務委託費の一部について、営業活動の実態をより適切に反映するため、従来、売上原価として計上していた業務委託費の一部を販売費及び一般管理費に計上する方法に変更しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

関係会社株式の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式 722,576千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、市場価格のない関係会社株式の評価について、関係会社の財政状態が悪化もしくは超過収益力が減少したために実質価額が著しく低下した場合には、経営者によって承認された事業計画を基礎として、関係会社株式の実質価額の回復可能性を判断し、回復可能性が認められない場合には、相当の減額を行うこととしております。なお、関係会社株式には超過収益力を反映して取得したものが含まれており、会社は当該関係会社株式の評価について、超過収益力を反映した価額で減損判定の基礎となる実質価額を算定しております。

当該事業計画及び超過収益力については、将来の売上成長率等の重要な見積りや仮定に基づいており、主として市場や顧客等の状況といった外部要因により変動するものであるため、不確実性が伴います。

これらの見積り及び仮定が、経営環境の悪化等により見直しが必要になった場合、翌事業年度において、関係会社株式評価損を計上する可能性があります。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	25,795千円
(2) 担保に供している資産及び担保に係る債務	
① 担保に供している資産	
関係会社株式	315,000千円
② 担保に係る債務	
1年内返済予定の長期借入金	35,000千円
長期借入金	26,300千円
(3) 関係会社に対する金銭債権、債務（区分掲記したものを除く）は次のとおりであります。	
① 短期金銭債権	43,622千円
② 短期金銭債務	20,151千円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売 上 高

135,109千円

仕 入 高

86,713千円

販売費及び一般管理費

35,150千円

営業取引以外の取引高

383千円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

(単位：株)

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数	摘要
自己株式					
普通株式	212	—	—	212	
合計	212	—	—	212	

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の主な内容は、繰越欠損金、契約負債、債務保証損失引当金、貸倒引当金、関係会社事業損失引当金等であります。なお、評価性引当額は、125,505千円であります。

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 法人主要株主等

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
主要株主	ジャパンベストレスキューシステム株式会社	(被所有) 直接 22.1 (所有) 直接 0.0	パソコンサポート事業等の業務提携	業務委託費等の支払	7,249	未払金	355
				売上・紹介手数料の受取	3,851	売掛金	224

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し交渉の上決定しております。
2. 議決権等の所有(被所有)割合は、小数点以下第2位を四捨五入しております。

(2) 関連会社等

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
子会社	リペアネットワーク株式会社	(所有) 直接 100.0	資金の貸付 債務保証 役員の兼任	貸付金の返済 受取利息 (注) 1	12,500 383	関係会社短期貸付金	12,500
				債務保証 (注) 2 (注) 3	28,332	関係会社長期貸付金	11,458

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 資金の貸付は、市場金利等を勘案して利率を決定しております。
2. 子会社への貸倒懸念債権に対し、全額貸倒引当金を計上しております。
3. 子会社への債務保証に対し、全額債務保証損失引当金を計上しております。

(3) 役員及び個人主要株主等

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
役員	IT整備士協会	(所有) 直接 —	資金の貸付 役員の兼任	貸付金の返済 受取利息 (注)	5,000 205	短期貸付金 長期貸付金	5,000 8,750

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 資金の貸付は、市場金利等を勘案して利率を決定しております。

10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	204円36銭
(2) 1株当たり当期純損失(△)	△91円40銭

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年10月21日

日本PCサービス株式会社
取締役会 御中

桜橋監査法人

大阪府大阪市

指 定 社 員 公認会計士 宮崎 博
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 川崎 健一
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本PCサービス株式会社の2021年9月1日から2022年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本PCサービス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年10月21日

日本PCサービス株式会社
取締役会 御中

桜橋監査法人

大阪府大阪市

指定社員

業務執行社員

公認会計士

宮崎 博

指定社員

業務執行社員

公認会計士

川崎 健一

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本PCサービス株式会社の2021年9月1日から2022年8月31日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及

び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応

した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年9月1日から2022年8月31日までの第21期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け必要に応じて説明を求めました。また会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人桜橋監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人桜橋監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年10月26日

日本P C サービス株式会社 監査役会
常勤監査役 小 関 明 子 ⑩
社外監査役 香 川 晋 平 ⑩
社外監査役 北 畑 瑞 穂 ⑩

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されたことに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることになりましたので、以下のとおり所要の変更を行うものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられたことから、変更案第15条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものいたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第15条 <u>当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u> 第15条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</u> 2 <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p> <p><u>(附則)</u> <u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u> 第1条 <u>2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。</u> 2 <u>本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第2号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

補欠監査役候補者俵崎 晶氏は、社外監査役以外の監査役の補欠として選任をお願いするものであり、その任期は退任監査役の任期が満了するときまでとなります。また本選任の効力は、次期定時株主総会開始の時までとなります。

本選任の効力につきましては俵崎 晶氏の就任前に限り、監査役会の同意を得て行う取締役会の決議により取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案の提出については、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
たわらさき あきら 俵崎 晶 (1983年7月10日生)	2016年7月 当社入社 2017年9月 FS直営店事業部広島支部 店長 2018年9月 FS加盟店事業部事務課 課長代理 2019年3月 FS加盟店事業部セールス課 課長 2021年9月 内部監査室 課長(現任)	—

(注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 当社は、俵崎 晶氏が監査役に就任した場合には、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、監査役がその職務を行うにつき善意で重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とします。

3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社に属する役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害賠償金や争訟費用等が填補されることとなります。

以上

＜インターネットによる議決権行使のお手続きについて＞

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、書面（議決権行使書の郵送）又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン又はスマートフォンから、当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）
- (2) パソコン又はスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、対応しておりません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、2022年11月24日（木曜日）の午後6時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) パソコンによる方法
 - ・ 議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。
 - ・ 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
 - ・ 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

(2) スマートフォンによる方法

- ・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。
(「ログインID」及び「仮パスワード」の入力は不要です。)
- ・セキュリティの観点からQRコードを用いた議決権行使は1回に限り可能です。2回目以降は、QRコードを読み取っても「ログインID」及び「仮パスワード」の入力が必要になります。
- ・スマートフォンの機種によりQRコードでのログインができない場合があります。QRコードでのログインができない場合には、上記2. (1) パソコンによる方法にて議決権行使を行ってください。

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱っていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコンとスマートフォンで重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

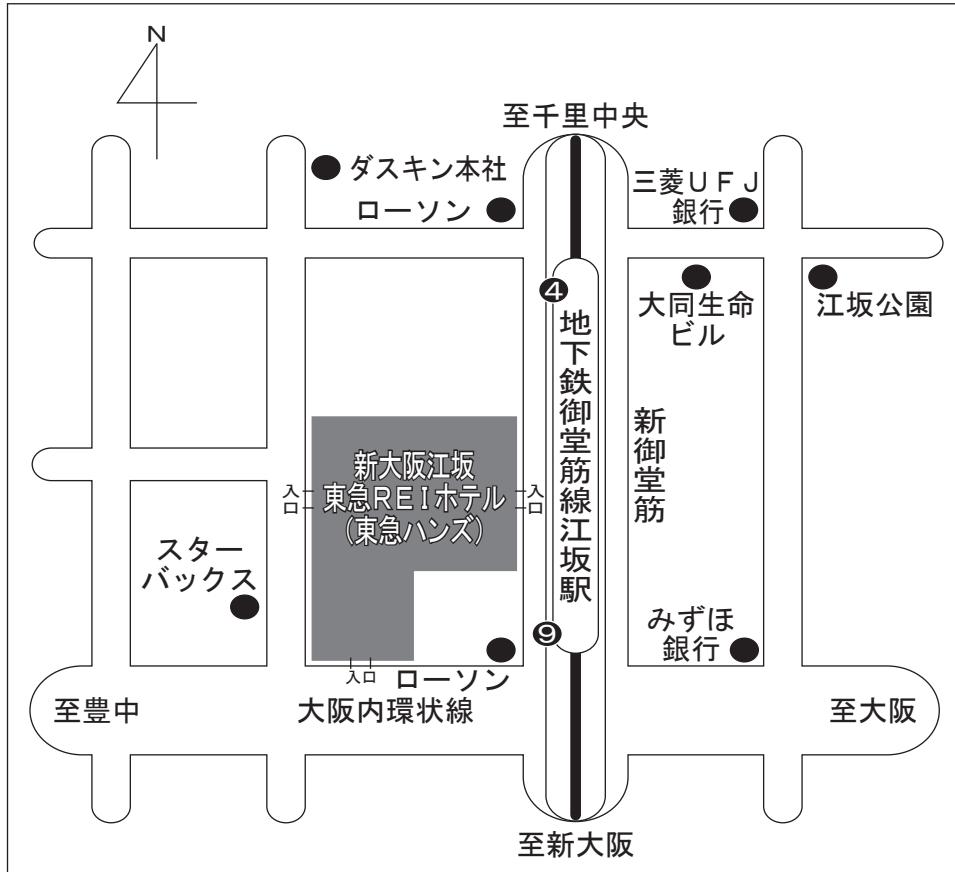
4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金等)は、株主様のご負担となります。また、スマートフォンをご利用の場合は、パケット通信料・その他利用による料金が必要になる場合がありますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

以 上

システム等に関するお問い合わせ
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク)
・電話 0120-173-027(受付時間 9:00~21:00、通話料無料)

株主総会会場ご案内図



住 所	大阪府吹田市豊津町9番6号
場 所	新大阪江坂東急REIホテル 3階 ウッドルーム
電 話 番 号	06-6338-0109
交 通 機 関	地下鉄御堂筋線江坂駅 (④番・⑨番出口) より徒歩1分

